

Q 減給の制裁を賞与支給時にまとめて行うことは可能か

A

賞与に対する減給の制裁は禁じられていませんので、1回の事由について平均賃金の1日分の2分の1を超えず、総額が賞与支給額の10分の1を超えない範囲で、就業規則等において賞与から減額する規定が整っていれば可能です。